

高知県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、介護サービス事業所又は介護保険施設(以下「介護サービス事業所等」という。)が物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に提供できるよう訪問や送迎などの移動経費や災害発生時に必要な備品等の購入及び施設等における食料品の購入に必要な経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の種類)

第3条 補助金の事業種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護事業所等サービス継続支援事業
- (2) 介護施設等サービス継続支援事業

(対象事業等)

第4条 補助金の対象事業、補助対象の介護サービス事業所等(以下「補助事業者」という。)、基準単価、補助対象経費は別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されている経費は本事業の対象としない。

(補助額の算定方法)

第5条 第3条第1号及び第2号の補助額は、前条に定める基準単価と補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1つの事業所・施設当たり1回限りの交付とし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類は、別記第1号様式(以下「補助金交付申請書」という。)によるものとする。

- 2 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額

との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条及び次条第1号の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により当該交付の申請の内容を調査し、適当であると認めるときは速やかに補助金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書に変更があった場合には、別記第2号様式の変更交付申請書を知事に提出すること。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額及び軽微な変更（介

護事業所等サービス継続支援事業と介護施設等サービス継続支援事業の事業種類間での経費の配分の変更を除く。)は、この限りでない。

- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。

(交付の決定の通知)

第9条 知事は、第7条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件を交付の申請をしたものに書面により通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年8月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき(当該消費税仕入控除税額等が零円の場合を含む。)は、その金額を別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 別表第1及び第2に規定する交付要件に該当しないと認められた場合
- (2) 補助事業者がこの要綱に違反した場合

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月5日から施行する。ただし、令和8年4月1日以降に要した経費を対象とする。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第8条第4号、第10条第2項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。